

令和5年度（2023年度）
角田市水道事業決算の概要

資料1

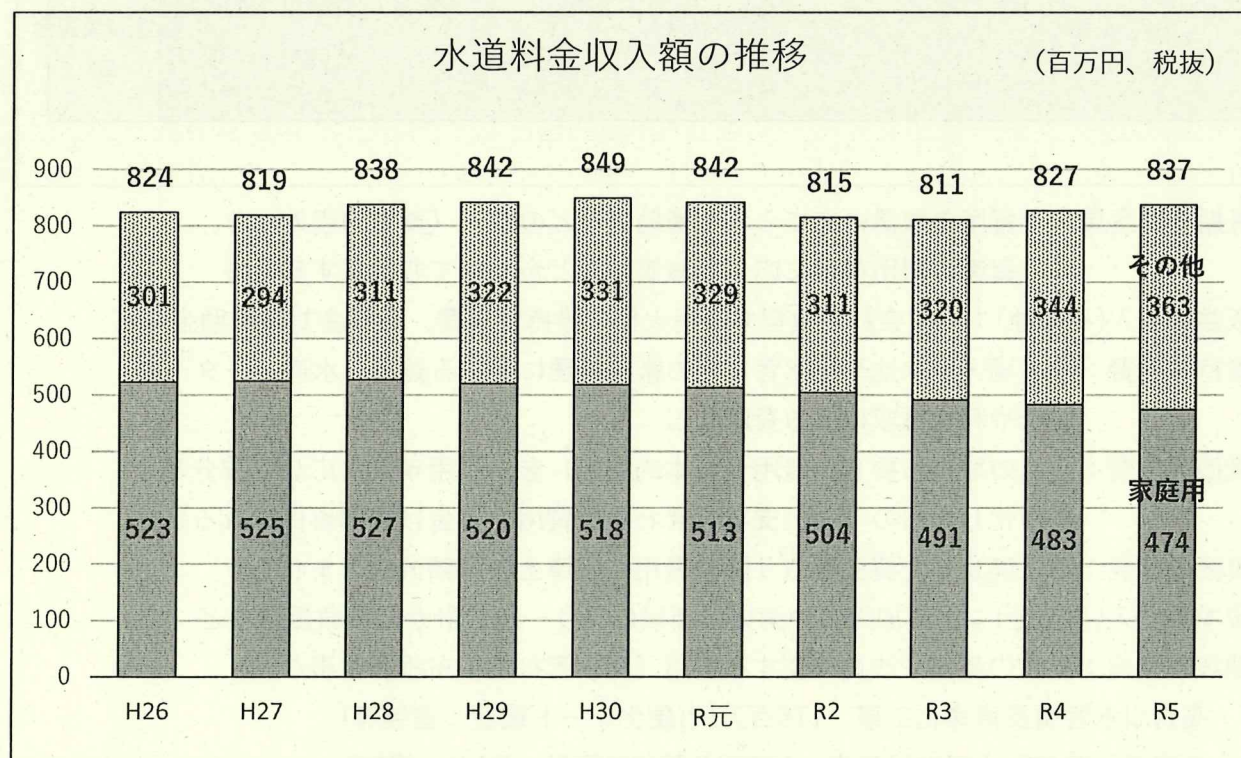
1 業務

※人口・戸数は年度末現在

項 目	令和5年度	令和4年度	増減	増減率	
行政区域内人口（人）	26,748	27,088	△340	△1.3	
給水人口（人）	25,958	26,257	△299	△1.1	
給水普及率（％）	97.0	96.9	0.1		普及率は横ばい
給水戸数（戸）	11,639	11,528	111	1.0	
内 家庭用（戸）	10,534	10,408	126	1.2	
内 訳 その他（戸）	1,105	1,120	△15	△1.3	
総配水量（㎥）	4,286,265	3,977,785	308,480	7.8	
内 広域水道受水（㎥）	3,875,605	3,460,400	415,205	12.0	大規模漏水による
内 訳 自己水（㎥）	410,660	517,385	△106,725	△20.6	枝野・工事期間有
有収水量（㎥）	3,253,014	3,204,205	48,809	1.5	
内 家庭用（㎥）	2,011,286	2,054,164	△42,878	△2.1	家庭用は減の一方、
内 訳 その他（㎥）	1,241,728	1,150,041	91,687	8.0	事業所等は増
有収率（％）	75.9	80.6	△4.7		漏水量の増

水道料金収入額の推移

（百万円、税抜）

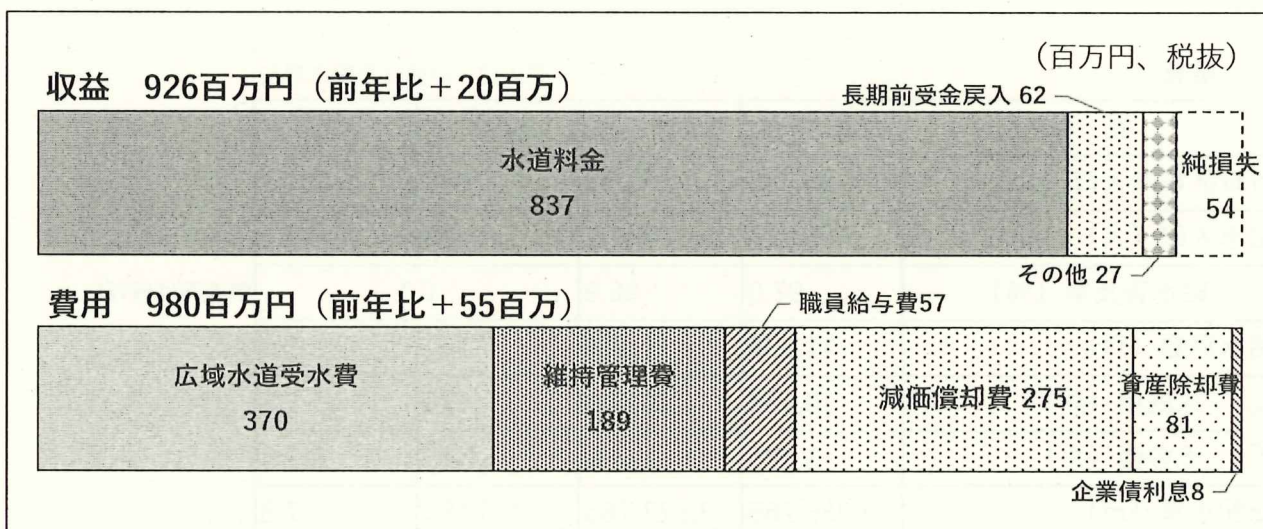


※家庭用は、人口減少に伴い継続して減少している

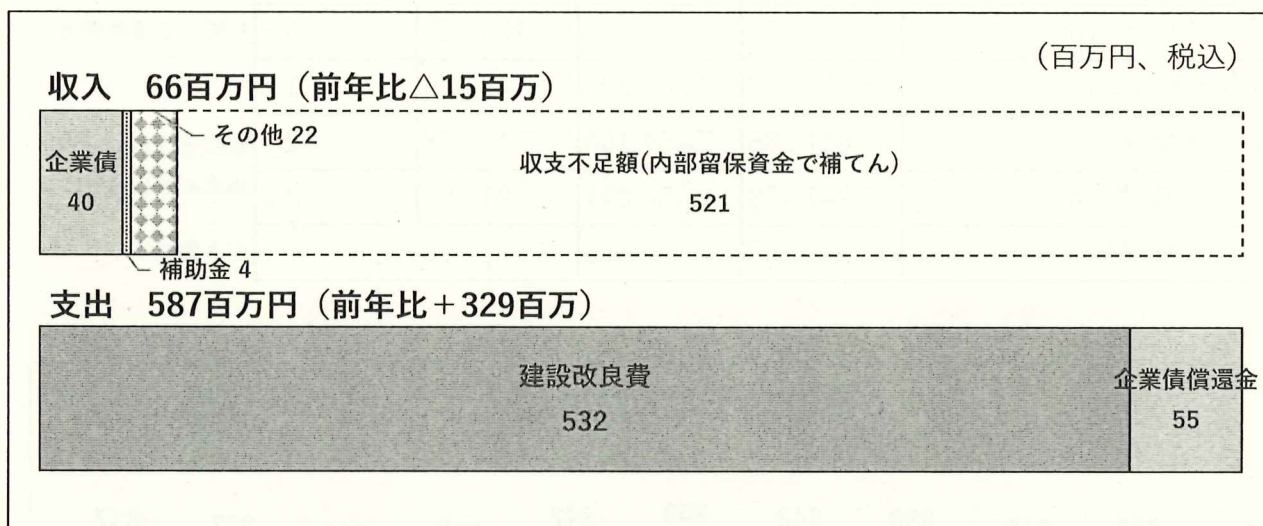
※その他(事業所など)は、一部企業活動の増加により、直近2年間は増加傾向

2 収支状況

(1) 収益的収支（事業の運営に関する収支－当年度の損益計算に反映する）



(2) 資本的収支（施設の建設等に関する収支－効果が次年度以降に及ぶもの）



※長期前受金戻入：資産の取得に充てられた補助金などの収入（資本的収入）を、
資産の耐用年数に応じて減価償却と合わせて収益化するもの

※収益的収入(その他)：一般会計が負担する消火栓の維持管理費、高料金対策補助金など

※維持管理費：浄水場・配水池や配水管などの維持管理に要する費用、水道メーターの
検針や料金徴収に係る費用など

※減価償却費：資産の取得に要した費用（資本的支出）を、耐用年数に応じて按分して
費用化したもの（現金支出を伴わない費用→資金は内部留保される）

※資産除却費：用途廃止した資産を取り除く費用（帳簿上の減額分も含まれる）

※資本的収入(その他)：水道加入金や消火栓新設に伴う一般会計からの負担金など

※建設改良費：施設の建設や改良に要する費用（配水管布設、布設替工事など）

主 ・ 高倉川水管橋長寿命化工事 176百万円(硬化シート被覆、塗装等)

な ・ 峰岸細谷線外配水管布設工事 176百万円(3工区計、R4から繰越)

の ・ 旭町西田線外配水管布設替工事 32百万円

※内部留保資金：減価償却費など現金支出を伴わない費用により生じた資金で、
資本的収支の不足額の補てん財源となるもの（流動資産－流動負債）

(3)経営指標

項目	令和5年度	令和4年度	令和3年度	
経常収支比率	104.0%	104.0%	112.4%	特別損益を除く経常収支の割合
料金回収率	101.7%	103.2%	99.4%	料金で給水原価を賄えているか
有形固定資産減価償却率	56.1%	57.7%	56.3%	資産の減価償却の進行を示すもの

3 資産の状況等

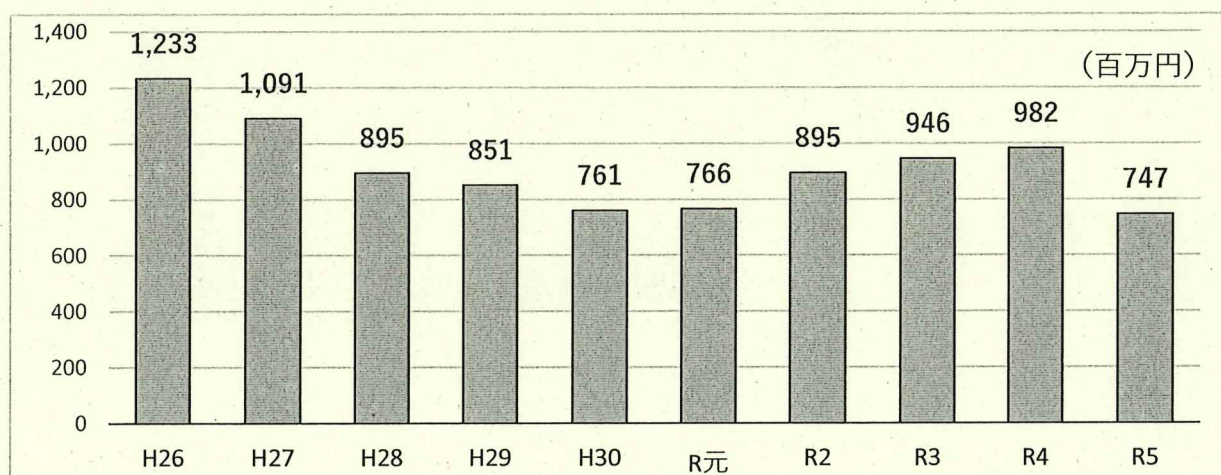
(1)貸借対照表

(百万円)

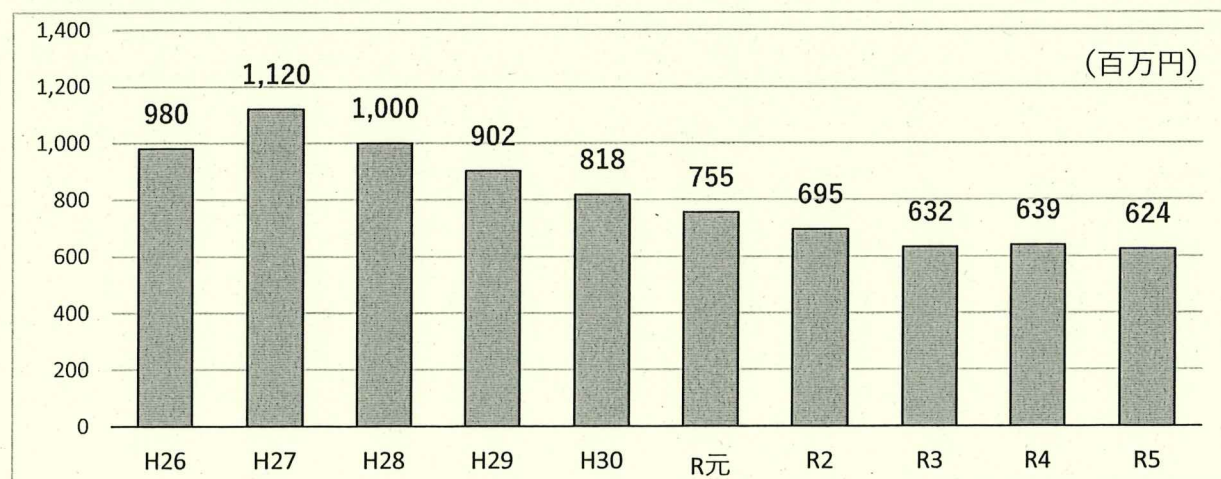
(借方)	令和5年度	令和4年度	(貸方)	令和5年度	令和4年度	
固定資産	5,996	5,868	固定負債	576	584	
			流動負債	233	222	
流動資産	933	1,149	繰延収益	1,196	1,233	自己資本比率
(内現預金)	(857)	(1,020)	資本金	4,450	4,450	88.3%
			剰余金	474	528	

※繰延収益：長期前受金（表示の金額は収益化していない未償却分）

(2)内部留保資金の推移（補てん財源として使用できる流動資産－流動負債の額）



(3)企業債残高の推移



※対水道料金比率 77.2%

下水道事業の概要について

本市の公共下水道事業は、阿武隈川下流流域下水道事業として昭和52年度に事業に着手し、令和5年度末現在では事業計画面積822.4haに対し665.0haを整備し、整備率は80.9%、処理区域内人口対比の水洗化率は87.7%、普及率は58.5%となっております。

雨水事業については、雨水の排水能力拡充による水害対策として、中央排水区の整備が概ね完了し、継続的に野田排水区の整備作業を進めており、令和2年度からは裏町排水区の整備にも事業着手しております。

農集集落排水事業については、農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与することを目的として高倉地区と金津地区で供用を開始しております。

下水道の役割は、浸水の防除、汚水を速やかに排除し、悪臭や害虫の発生を防ぎ伝染病の予防といった生活環境の向上を図るだけでなく、便利で快適な生活を享受し、豊かさの実感できる地域づくりを実現するうえで欠くことのできない施設であり、若者の定住化促進等、地域振興の面からも重要な役割を担っております。

しかし、このような事業の整備や維持管理には多額の資金を必要とし、下水道使用料はもちろんのこと、国庫補助金、地方債、受益者負担金及び一般会計からの繰入金等により事業の推進を図ってきたところでありますが、令和5年度末の企業債残高は、83億3,147万9千円と巨額になっており、企業債にかかわる元利償還金が増大し一般会計からの繰入金が多額になっております。

将来的に予測される人口減少による水需要の減少や、施設の老朽化に伴う更新費用の増加が独立採算を基本原則とする本事業の適正な運営に支障をきたすことが懸念されます。

住民サービスの向上を図りつつ、経営の健全化・効率化を推進するためには、経営状況の的確な把握、適正な使用料の設定、資産の有効活用、機動的な事業運営等による経営基盤の強化が不可欠であり、長期的に安定した事業運営を継続するため、経営の計画性・透明性の向上を図る必要があります。

令和5年度（2023年度）
角田市下水道事業決算の概要

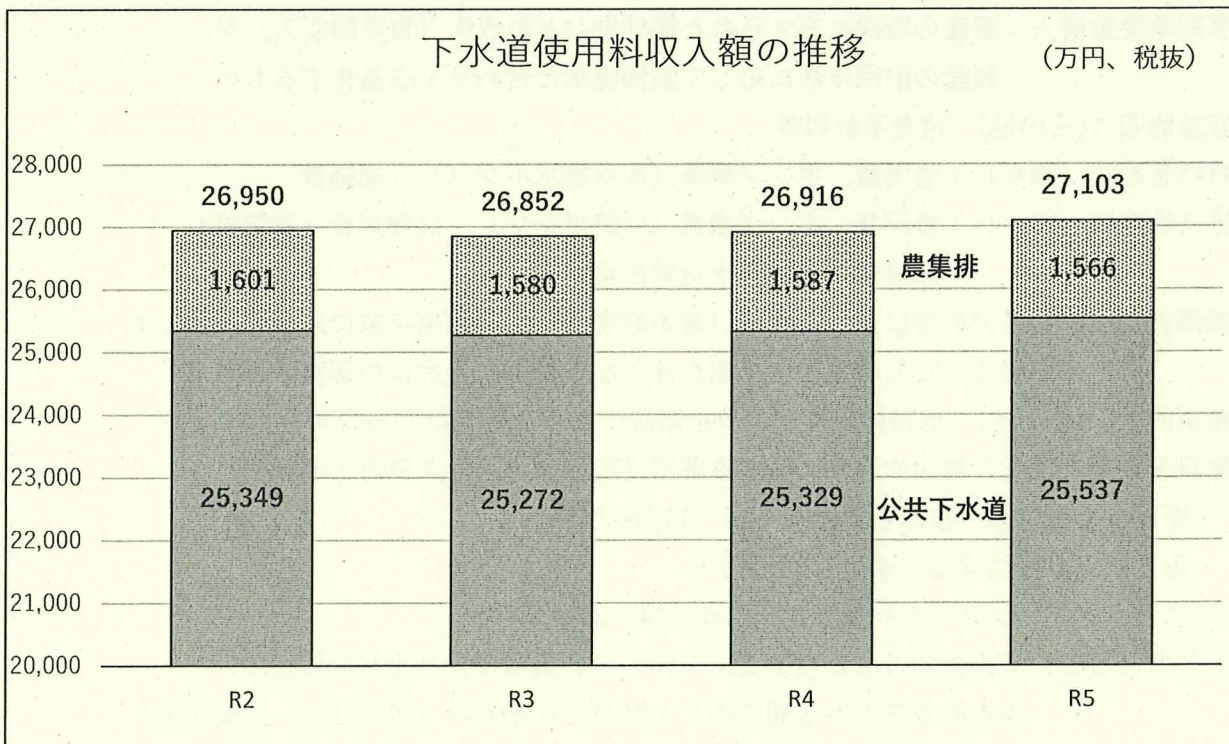
1 業務

※人口・戸数は年度末現在

項 目	令和5年度	令和4年度	増減	増減率
行政区域内人口（人）	26,748	27,088	△340	△1.3
処理区域人口（人）	16,914	16,967	△53	△0.3
内 公共下水道	15,660	15,689	△29	△0.2
内 農業集落排水	1,254	1,278	△24	△1.9
下水道普及率（％）	63.2	62.6	0.6	
水洗化人口（人）	14,774	14,794	△20	△0.1
内 公共下水道	13,730	13,732	△2	△0.0
内 農業集落排水	1,044	1,062	△18	△1.7
水洗化率（％）	87.3	87.2	0.1	
総処理水量（m³）	1,581,344	1,574,665	6,679	0.4
内 公共下水道	1,484,104	1,475,103	9,001	0.6
内 農業集落排水	97,240	99,562	△2,322	△2.3
有収水量（m³）	1,605,678	1,602,511	3,167	0.2
内 公共下水道	1,509,118	1,504,504	4,614	0.3
内 農業集落排水	96,560	98,007	△1,447	△1.5
有収率（％）	101.5	101.8	△0.2	

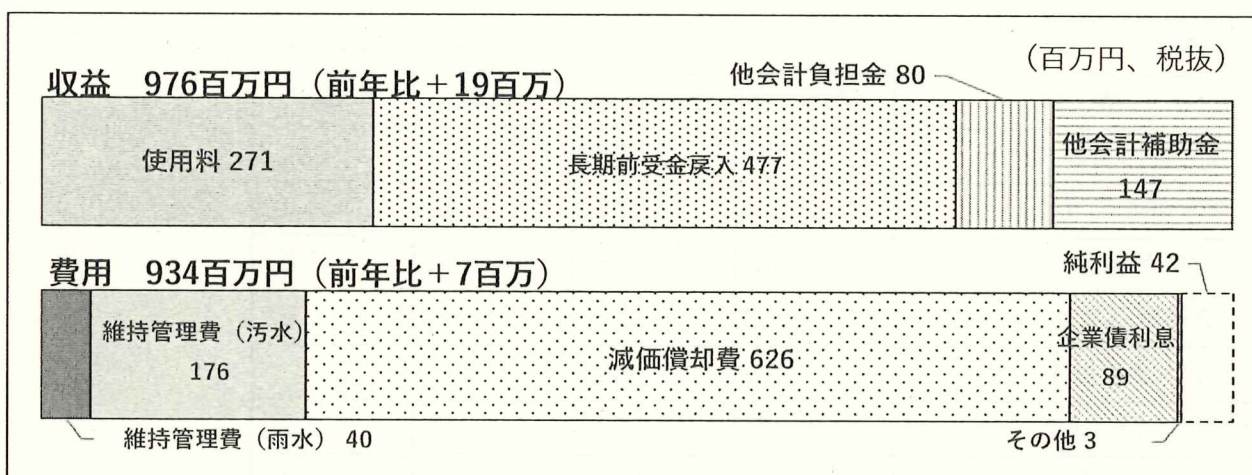
下水道使用料収入額の推移

（万円、税抜）



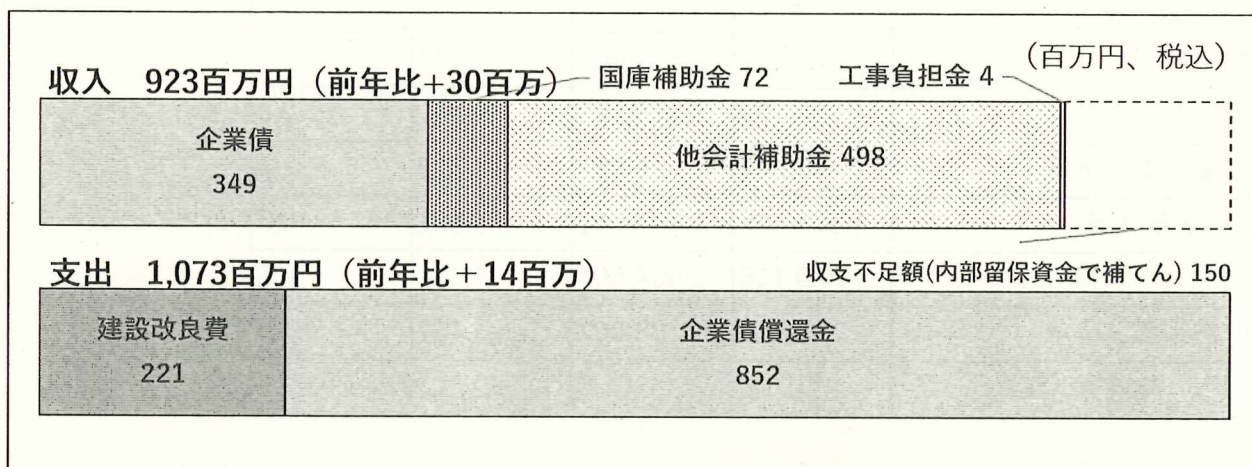
2 収支状況

(1) 収益的収支（事業の運営に関する収支－当年度の損益計算に反映する）



※維持管理費の内人件費 48百万円

(2) 資本的収支（施設の建設等に関する収支－効果が次年度以降に及ぶもの）



※長期前受金戻入：資産の取得に充てられた補助金などの収入（資本的収入）を、
資産の耐用年数に応じて減価償却と合わせて収益化するもの

※収益的収入(その他)：検査手数料等

※維持管理費（雨水）：管渠費、ポンプ場費（雨水排水ポンプ）、総経費

※維持管理費（汚水）：管渠費、ポンプ場費（中継ポンプ）、処理場費（農集排）
総経費、流域下水道負担金

※減価償却費：資産の取得に要した費用（資本的支出）を、耐用年数に応じて按分して
費用化したもの（現金支出を伴わない費用→資金は内部留保される）

※資本的収入(その他)：水道加入金や消火栓新設に伴う一般会計からの負担金など

※建設改良費：施設の建設や改良に要する費用（雨水、汚水管渠築造工事など）

- 主なもの
- ・野田排水区幹線・枝線管渠築造工事 110百万円
 - ・汚水に係る管渠築造工事等 23百万円
 - ・ストックマネジメント計画策定業務委託等 37百万円

※内部留保資金：減価償却費など現金支出を伴わない費用により生じた資金で、
資本的収支の不足額の補てん財源となるもの（流動資産－流動負債）

(3)経営指標

項目	令和5年度	令和4年度	令和3年度	
経常収支比率	104.6%	103.3%	100.9%	特別損益を除く経常収支の割合
経費回収率	57.4%	51.5%	50.1%	汚水処理費用に対する費用回収割合
有形固定資産減価償却率	12.1%	9.2%	6.1%	資産の減価償却の進行を示すもの

3 資産の状況等

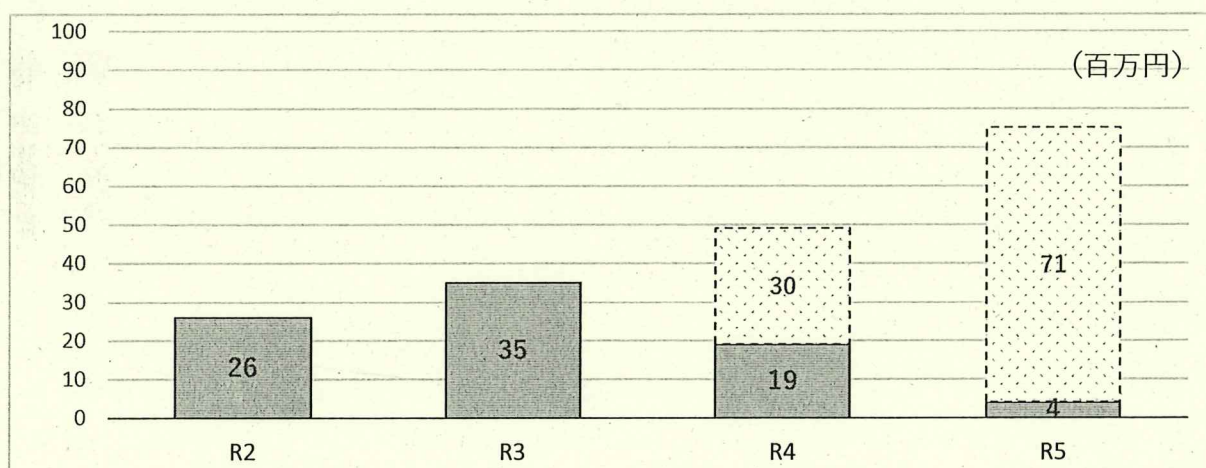
(1)貸借対照表

(百万円)

(借方)	令和5年度	令和4年度	(貸方)	令和5年度	令和4年度	
固定資産	17,952	18,370	固定負債	7,509	7,981	
			流動負債	938	891	
流動資産	197	88	繰延収益	9,962	9,887	自己資本比率
(内現預金)	(150)	(51)	資本金	186	186	53.5%
			剰余金	△ 446	△ 487	

※繰延収益：長期前受金（表示の金額は収益化していない未償却分）

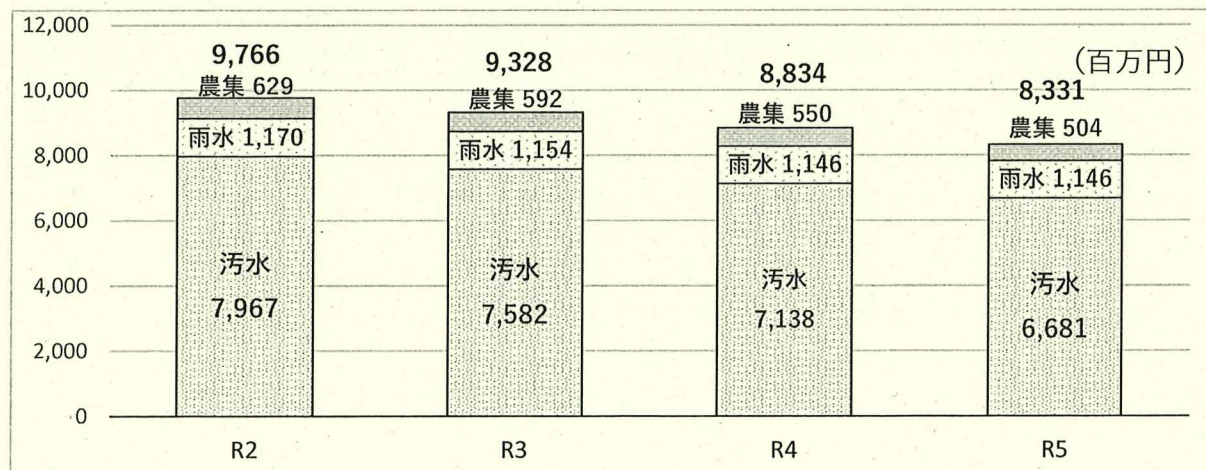
(2)内部留保資金の推移（補てん財源として使用できる流動資産－流動負債の額）



※着色された金額は損益勘定留保資金として使用可能な金額

※点線の金額は、繰越欠損金を補填し内部留保している金額

(3)企業債残高の推移



下水道事業経営戦略及び下水道使用料の改定について

1. 下水道事業経営戦略について

公営企業における現状を的確に把握し、課題に対応するための中長期的な基本計画として、国から経営戦略策定・改定ガイドラインが示されております。

経営戦略は、「投資・財政計画」の策定が中心となり、施設・整備に関する投資の見通しである「投資試算」と財源の見通しである「財源試算」から構成され、投資以外の経費も含め、収入と支出が均衡するように調整することが必要となります。

将来にわたって安定的に事業を継続していくために、経営努力に加え、効率的な経営が必要となることから、組織の見直し、人材育成や広域化、PPP/PFI等の経営健全化に向けた取り組み方針の明示が求められております。

角田市下水道事業では、平成29年3月に「角田市下水道事業経営戦略」を策定しておりますが、令和2年4月から地方公営企業法の適用を受けて企業会計に移行しているため、早急に新しい経営戦略を策定する必要があります。今年度中に下水道事業経営戦略を策定するため経営戦略改定支援業務を締結し、現在、事業の進捗管理や計画と実績との乖離検証などの作業を進めているところであります。

2. 下水道使用料改定について

下水道事業においては、雨水公費・汚水私費の原則があり、雨水は自然現象であり、雨水を排除する受益は広く及び、公益性の観点から雨水事業の費用は公費で負担しております。

下水道事業の汚水事業は、下水道使用料収入によって経費を賄い、自立性をもって事業を継続していく独立採算の原則が適用されています。しかしながら、現行の使用料収入では使用料で賄うべき経費を賄えず、一般会計からの繰入金により補填しており、昨今の物価高騰、人件費の上昇等により、今後も継続して下水道事業全般に係る経費の増加が見込まれております。

本市では、平成30年7月に使用料改定を実施し、4年程度で使用料改定を図る方針としておりましたが、新型コロナウイルス感染症、急激な物価上昇等による市民生活の影響を鑑み、下水道使用料改定を延伸いたしました。

このような状況の中、下水道区域内の住民と区域外の住民との均衡ある負担確保、近隣内市町の状況等を考慮し、現在の物価を基にした下水道使用料の改定を行う必要があります。

また、健全な財政運営を行うためには、歳出抑制と併せて使用料改定により収入を確保した上で下水道経営戦略を策定する必要があります。

3. 下水道使用料改定の概要

(1) 使用料算定期間

使用料の算定期間は、事業の実施状況等を勘案し、かつ、公共使用料としての性格から予測の確実性が必要ですので、令和7年度から令和9年度までの3年間を算定期間と設定しております。

(2) 使用料対象経費

下水道事業は、雨水事業と污水事業があります。

使用料対象経費は、「雨水公費・污水私費」の原則に基づき、污水事業に係る維持管理に要する経費と市債償還費等の資本費になっております。

※污水事業に係る経費のうち、地方公営企業繰出基準に基づく経費は使用料対象経費から除く。

(3) 改定使用料の実施時期

改定使用料の実施時期は、令和7年4月1日とする。

ただし、条例改正後の改定使用料は、令和7年6月請求分の使用料から適用し、令和7年5月請求分以前の使用料につきましては、なお改定前の使用料となります。

(4) 下水道使用料の次回の改定時期

次回の使用料の改定につきましては、下水道経営戦略により適正な使用料により令和10年度の改定を検討してまいります。

(5) 農業集落排水処理施設使用料について

農業集落排水処理施設の使用料につきましては、公共下水道事業との関連、均衡もあり、また他市町も公共下水道使用料と同様としていることもあるため、公共下水道使用料と同一の改定としております。

4. 今後の下水道経営

人口減少による水需要の減少、下水道施設の老朽化等、今後の下水道経営に当たりましては、経費を抑制して、事業効果を最大限に発揮していくことが今まで以上に求められております。

このため、維持管理に係るストックマネジメント計画による施設の効率的な維持管理、官民連携事業（PPP, PFI）の導入など健全な運営を行い、下水道経営戦略により、健全な財政運営に努めてまいります。

下水道使用料の改定経緯

※ 消費税抜きの金額としています。

区分	排出汚水量	H2年度 から	H14年度 から	改定率	H20年度 から	改定率	H30年度 から	改定率	R6年度 (案)	改定率
基本使用料	10立方メートルまで	1,100	1,300	18.18%	1,300	0.00%	1,350	3.85%	1,550	14.81%
	10立方メートルを超え 20立方メートルまで	115	135	17.39%	140	3.70%	150	7.14%	170	13.33%
	20立方メートルを超え 50立方メートルまで	120	140	16.67%	150	7.14%	160	6.67%	180	12.50%
	50立方メートルを超え 200立方メートルまで	130	155	19.23%	175	12.90%	185	5.71%	205	10.81%
	200立方メートルを超えるもの	140	165	17.86%	195	18.18%	210	7.69%	220	4.76%

現在の下水道使用料との比較

使用水量	H2	現在使用料 との比較	H14	現在使用料 との比較	H20	現在使用料 との比較	H30	R6 (案)	現在使用 料との比
20m³	2,250	△ 600	2,650	△ 200	2,700	△ 150	2,850	3,250	400
50m³	5,850	△ 1,800	6,850	△ 800	7,200	△ 450	7,650	8,650	1,000
1,000m³	137,350	△ 66,050	162,100	△ 41,300	189,450	△ 13,950	203,400	215,400	12,000

公共下水道と合併浄化槽との費用比較

円

	合併浄化槽			下水道			
	5人槽	7人槽	10人槽	2人未満	5人世帯	7人世帯	10人世帯
建設費	837,000	1,043,000	1,375,000	500,000	500,000	500,000	500,000
補助金	332,000	414,000	548,000	0	0	0	0
維持管理費	65,000	81,000	103,000	0	0	0	0
下水道使用料	現行使用料金	0	0	17,820	48,180	69,300	100,980
	R6算定使用料	0	0	20,460	54,780	78,540	114,180

算定条件

- ・浄化槽工事費は環境省が示す一般的な建設費用
- ・下水道工事費は、一般的な引き込み費用
- ・浄化槽の維持管理費用は、清掃料、保守点検料、検査料、電気料金等
- ・下水道使用料は、1人5㎡の使用量と見込み、2人未満は基本料金

費用比較(浄化槽耐用年数の30年で比較)

	①浄化槽	②現行使用料金	①と②の比較	③R6算定使用料	①と③の比較
2人未満	81,833	34,487	47,347	37,127	44,707
5人世帯	81,833	64,847	16,987	71,447	10,387
7人世帯	101,967	85,967	16,000	95,207	6,760
10人世帯	130,567	117,647	12,920	130,847	-280

- ・浄化槽の年間費用は(建設費-補助金)÷浄化槽耐用年数(30年)+維持管理費により算定
- ・下水道の年間費用は建設費÷浄化槽耐用年数(30年)+年間下水道使用料
- ・浄化槽の修繕費用は未繁栄のため、実際の費用は算定金額を上回る
- ・下水道管渠の耐用年数は45年以上のため、実際の費用は算定金額を下回る

県内市町村の使用料(税込)一覧

参考

10㎡			20㎡			50㎡			200㎡			1000㎡			5000㎡		
水量	市町村名	料金	水量	市町村名	料金	水量	市町村名	料金	水量	市町村名	料金	水量	市町村名	料金	水量	市町村名	料金
1	村田町	2,244	1	村田町	4,614	1	村田町	11,994	1	塩竈市	54,461	1	仙台市	346,506	1	仙台市	2,102,106
2	塩竈市	2,200	2	白石市	4,235	2	南三陸町	11,825	2	大崎市	54,230	2	塩竈市	300,311	2	七ヶ浜町	1,613,810
3	白石市	2,035	3	南三陸町	4,180	3	白石市	11,495	3	美里町	54,230	3	七ヶ浜町	293,810	3	塩竈市	1,611,511
4	栗原市	1,980	4	栗原市	4,070	4	塩竈市	11,396	4	南三陸町	54,175	4	石巻市	292,985	4	石巻市	1,546,985
5	南三陸町	1,870	5	塩竈市	3,905	5	大崎市	11,330	5	村田町	51,594	5	南三陸町	292,975	5	南三陸町	1,426,975
6	登米市	1,833	6	登米市	3,743	6	美里町	11,330	6	白石市	50,270	6	村田町	279,594	6	村田町	1,419,594
7	蔵王町	1,830	7	大崎市	3,740	7	栗原市	10,670	7	石巻市	48,785	7	白石市	270,270	7	東松島市	1,412,675
8	女川町	1,760	8	美里町	3,740	8	東松島市	10,175	8	栗原市	46,970	8	東松島市	268,675	8	白石市	1,370,270
9	山元町	1,727	9	蔵王町	3,722	9	山元町	10,087	9	東松島市	46,475	9	大崎市	266,530	9	岩沼市	1,369,528
10	丸森町	1,710	10	山元町	3,652	10	石巻市	10,010	10	七ヶ浜町	46,310	10	美里町	266,530	10	利府町	1,348,985
11	松島町	1,710	11	石巻市	3,575	11	川崎町	9,724	11	川崎町	44,924	11	栗原市	249,370	11	大河原町	1,321,760
12	亶理町	1,705	12	石巻市	3,575	12	蔵王町	9,629	12	山元町	43,637	12	涌谷町	247,280	12	多賀城市	1,314,335
13	角田市(改定)	1,700	13	東松島市	3,575	13	角田市(改定)	9,510	13	角田市(改定)	43,340	13	大河原町	243,760	13	柴田町	1,293,864
14	柴田町	1,617	14	角田市(改定)	3,570	14	登米市	9,473	14	蔵王町	43,289	14	柴田町	242,264	14	涌谷町	1,281,280
15	東松島市	1,595	15	女川町	3,520	15	亶理町	9,350	15	柴田町	42,504	15	岩沼市	241,528	15	大崎市	1,278,530
16	加美町	1,562	16	丸森町	3,470	16	柴田町	9,174	16	亶理町	42,350	16	川崎町	238,524	16	美里町	1,278,530
17	仙台市	1,546	17	川崎町	3,454	17	名取市	9,130	17	岩沼市	41,928	17	角田市(改定)	236,940	17	栗原市	1,261,370
18	名取市	1,540	18	加美町	3,302	18	女川町	9,020	18	大河原町	41,360	18	蔵王町	234,249	18	亶理町	1,221,550
19	大崎市	1,540	19	名取市	3,300	19	丸森町	8,930	19	女川町	40,920	19	亶理町	231,550	19	川崎町	1,206,524
20	美里町	1,540	20	柴田町	3,300	20	加美町	8,782	20	名取市	40,480	20	角田市	227,920	20	角田市(改定)	1,204,940
21	大河原町	1,485	21	松島町	3,140	21	角田市(現行)	8,410	21	涌谷町	40,480	21	角田市(現行)	223,740	21	女川町	1,195,920
22	角田市(現行)	1,480	22	角田市(現行)	3,130	22	大河原町	8,360	22	登米市	39,923	22	名取市	216,480	22	蔵王町	1,189,049
23	川崎町	1,474	23	大崎市	3,080	23	岩沼市	8,228	23	角田市(現行)	38,940	23	角田市(現行)	214,753	23	角田市(現行)	1,147,740
24	石巻市	1,430	24	気仙沼市	3,058	24	気仙沼市	8,173	24	気仙沼市	38,753	24	多賀城市	214,335	24	名取市	1,096,480
25	涌谷町	1,430	25	岩沼市	2,948	25	涌谷町	8,030	25	加美町	38,632	25	山元町	214,137	25	気仙沼市	1,094,753
26	岩沼市	1,408	26	涌谷町	2,910	26	松島町	7,710	26	丸森町	38,630	26	登米市	209,123	26	登米市	1,085,123
27	気仙沼市	1,408	27	色麻町	2,855	27	七ヶ浜町	7,700	27	仙台市	37,626	27	利府町	204,985	27	山元町	1,050,137
28	色麻町	1,375	28	七ヶ浜町	2,630	28	色麻町	7,295	28	多賀城市	36,135	28	丸森町	203,630	28	丸森町	1,028,630
29	七ヶ浜町	1,300	29	七ヶ浜町	2,530	29	七ヶ浜町	6,770	29	利府町	31,735	29	加美町	202,632	29	加美町	1,022,632
30	富谷市	1,210	30	富谷市	2,420	30	多賀城市	6,435	30	松島町	31,630	30	松島町	159,230	30	松島町	797,230
31	七ヶ浜町	1,100	31	大和町	2,255	31	富谷市	6,380	31	色麻町	29,495	31	七ヶ浜町	152,320	31	七ヶ浜町	768,320
32	大和町	1,100	32	大和町	2,255	32	大和町	5,885	32	七ヶ浜町	29,120	32	富谷市	151,030	32	富谷市	767,030
33	大和町	1,100	33	大和町	2,255	33	大和町	5,885	33	富谷市	27,830	33	色麻町	147,895	33	色麻町	739,895
34	多賀城市	935	34	多賀城市	2,035	34	多賀城市	5,885	34	大和町	25,685	34	大和町	140,085	34	大和町	712,085
35	利府町	770	35	利府町	1,546	35	利府町	4,785	35	大和町	25,685	35	大和町	140,085	35	大和町	712,085

令和6年度上下水道事業運営協議会スケジュール

資料 4

10月

11月

12月

2月

下水道経営戦略

下水道経営戦略の改正案の作成

○下水道経営戦略の説明 ○下水道経営戦略の進捗状況の説明

下水道経営戦略改正の調整

○下水道経営戦略の素案の提示
パブリックコメントの実施
議会等の意見聴取

○下水道経営戦略策定の答申

下水道使用料金

下水道使用料素案算定

○下水道使用料の説明

下水道使用料算定

○下水道使用料改定案の提示

○下水道使用料改定の答申

下水道条例改正

下水道条例改正を議会へ上程

市民への周知

運営審議会

10月1日 (火)

第1回運営審議会

角田市役所301会議室

10月29日 (火)

第2回運営審議会

市民センター202会議室

11月19日 (火)

第3回運営審議会

市民センター202会議室

未定

第4回運営審議会

未定